

介護保険住宅改修のご案内

2020.12

1 介護保険住宅改修の概要について

介護保険制度の「居宅介護（介護予防）住宅改修費」の概要は次の通りです。

<p>対 象 者</p>	<p>要支援・要介護認定申請を行い、要支援1～2・要介護1～5として認定された方です。</p> <p>※要支援・要介護認定の申請前に住宅改修を行った場合には、保険給付対象外です。</p> <p>※要支援・要介護認定の新規申請中・区分変更申請中に改修した場合には、認定結果がおりてから住宅改修費が支給されます（認定結果が非該当となってしまう場合は支給されません）。</p>
<p>対象となる住宅</p>	<p>住宅改修費の支給対象となる住宅は、<u>被保険者証記載の住所で、現に居住している住宅</u>です。申請の際には、<u>改修を予定している住宅が被保険者証記載の住所と一致しているか確認してください。</u></p>
<p>工事前に申請が必要です</p>	<p>住宅改修費の支給を受けるためには、工事を行う前に申請を行い、承認を受ける必要があります。<u>承認を受ける前に工事を始めた場合は住宅改修費が支給されませんので、必ず事前に各区役所高齢・障害課、各地区健康福祉ステーションの介護給付担当に申請し、承認を受けてください。</u></p>
<p>住宅改修の必要性</p>	<p>要支援・要介護者の心身の状況と住宅の状況などから判断して、住宅改修が必要と認められる場合に保険給付の対象となります。</p> <p>被保険者の<u>身体の状況に合わせ、居宅生活を営みやすくする</u>という目的でなければ、住宅改修費の該当工事であっても保険給付として認められません。（例：被保険者が使用しない部屋への手すりの取付け、扉の変更等。）</p>

<p>支給対象工事</p>	<p>【平成11年厚生省告示第95号】</p> <p>① 手すりの取付け ② 段差の解消 ③ 滑りの防止及び移動の円滑化のための床又は通路面の材料の変更 ④ 引き戸等への扉の取替え ⑤ 洋式便器等への便器の取替え ⑥ その他①から⑤の住宅改修に付帯して必要となる住宅改修</p>
<p>支給限度基準額</p>	<p>20万円</p> <p>※1回の改修で使いきらずに数回にわけて利用するのも可能です。利用可能残額の確認を希望される場合は、給付実績確認願書に必要事項をご記入の上、各区役所高齢・障害課、各地区健康福祉ステーションの介護給付担当に提出してください。</p> <p>※20万円を超えて住宅改修をした場合には、20万円を越えた部分は全額自己負担になります。</p> <p>※転居や身体状況の変化によっては、再度20万円まで利用できる場合があります。詳しくは3ページ「2 再度20万円まで利用できる場合」をご覧ください。</p>
<p>自己負担額</p>	<p>20万円の範囲内でかかった費用の自己負担に応じた割合。</p> <p>※自己負担の割合は負担割合証を確認してください。</p> <p>例：自己負担が1割の場合、支給限度基準額20万円を利用した場合の介護保険での保険給付額は18万円、自己負担額は2万円となります。</p>

2 再度20万円まで利用できる場合

以下のどちらかの要件に該当した場合、過去に住宅改修費の支給を受けている方でも、支給限度基準額が20万円まで利用できるようになります。

①転居して住所が変わる場合。

②要介護状態区分を基準として定める（※）「介護の必要の程度」が3段階以上上がった場合。

注) なお、過去の利用額がリセットされるこの取扱いは、同一住宅・利用者1人あたり1回までの適用となります。

表1 <「介護の必要の程度」一覧表>

(※) 「介護の必要の程度」の段階	要介護等状態区分
第六段階	要介護5
第五段階	要介護4
第四段階	要介護3
第三段階	要介護2
第二段階	要支援2 又は 要介護1
第一段階	要支援1

初回の住宅改修着工日と比較して、追加の住宅改修着工日の「介護の必要の程度」（表1）が3段階上がった場合に、過去の利用額がリセットされます。具体例は表2を参照してください。

表2 <②の要件を満たすケース>

初回の住宅改修着工日の要介護状態区分	追加の住宅改修着工日の要介護状態区分
要支援1	要介護3・要介護4 要介護5
要支援2・要介護1	要介護4・要介護5
要介護2	要介護5

注) 転居前に住宅改修費の支給限度基準額の残額があったり、要介護状態区分が著しく重くなる前の住宅改修費の支給限度基準額の残額があっても、追加分に持ち越されず、支給限度基準額は20万円となります。

3 介護保険住宅改修費の支給対象工事について

介護保険の適用となる住宅改修は、次の①～⑤の工事及びそれに伴う⑥の付帯工事です。

(住宅改修の支給対象工事)

	住宅改修となる場合 住宅改修に含まれる工事	住宅改修とならない場合 住宅改修に含まれない工事
①手すりの取付け	<ul style="list-style-type: none"> ・ 転倒防止、移動・移乗のために固定する場合 ・ 玄関ポーチ部分から道路までの間の手すりの取付け ・ 既存の手すりを身体状況に合わせて付け替える場合の<u>取付けの工事費用</u> 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 取付けに際して工事を伴わないもの。(福祉用具貸与の対象となる場合があります)
②段差の解消	<ul style="list-style-type: none"> ・ 工事を伴って移動が容易でないスロープ・上がり框 (<u>固定されているもの</u>) ・ 床上げ及び敷居の撤去 ・ 浴室の床のかさ上げ ・ 階段の段数を増やし、一段の高さを少なくする工事 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 持ち運びが容易で、取付けに際し、工事を伴わないもの(福祉用具貸与の対象となる場合があります) ・ 昇降機、移動用リフト、段差解消機等の設置に伴う工事費用
③滑りの防止及び、移動のための円滑化等のための床又は通路面の材料の変更	<p>対象者の方の<u>滑り防止</u>又は<u>移動の円滑化等</u>を目的とする次の場合など</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 畳→フローリング カーペット→フローリング等の床材の変更 ※畳→畳で転倒時の衝撃緩和機能が付加された畳床を使用したものなど同様の機能を有するものを含む。 ・ 滑り防止マットを床に貼り付ける(固定する)場合 ・ 階段に滑り防止ゴムを取り付ける(固定する)場合 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 畳、カーペットが単に汚れた、古くなったという理由での床材の変更、交換 ・ 浴室の床や浴槽内に、滑り防止マットを単に敷く(置く)場合

<p>④引き戸等への扉の取り替え</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 開き戸から引き戸、開き戸からアコーディオン、折れ戸等への変更、取手の交換等の扉の取り替え、変更 ・ 扉の変更に伴い開口を広げる工事 ・ 既存の扉を、被保険者の身体状況に合わせ、右（左）開きから、左（右）開きに変更する工事費用 ・ 戸の滑りをよくするための工事（戸車の設置等） ・ 扉を取り除く工事 ・ 引き戸の扉の変更（既存の引き戸が重く、被保険者にとって開閉が容易でない場合等） ・ ドアノブの変更 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 新たに入出口をつくり、扉を取り付ける場合 ・ 扉のついていない入出口の開口を広げる場合
<p>⑤洋式便器等への便器の取り替え</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 和式便器から洋式便器への交換（ウォッシュレットや暖房機能が付加されている場合、その費用も対象です） ・ 身体の状態に応じて便器の位置・向きを変える工事 ・ 便器そのもの（本体）を体の状態に合わせるために交換する場合（便器のかさ上げ等） ・ 既存の和式便器の上に台座を固定し、配管工事を伴う場合の簡易的な和式から洋式便器への変更 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 体の状態に合わせるためではなく、単に古くなった等の理由での取り替え ・ 既に洋式便器である場合におけるウォッシュレットの費用 ・ 既存の和式便器の上に乗せたりする便器（便座）で、工事を伴わない場合。（特定福祉用具購入費の支給対象となる場合があります） ・ 非水洗の場合の水洗化工事費用
<p>⑥その他①から⑤の住宅改修に付帯して必要となる住宅改修</p>	<p>当該工事を行わないと、本体の住宅改修を行えない、又は意味がない場合</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 手すりを固定するために必要な最低限の壁の補強板の工事等 ・ 便器の取り替えに伴う配管工事 ・ 床段差の解消のための居室等の床上工事、スロープの設置に伴う転落や脱輪防止を目的とする柵や立ち上がり設置工事 <p>※付帯工事は、①～⑤までの改修を行うのに伴う<u>最小限のもののみ</u></p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 手すり取付けに伴う、壁全体の壁紙の張り替え（下地補強した部分のみが対象） ・ 便器の取り替えに伴う、便所の拡張工事 ・ 申請書に添付する写真のフィルム・現像等の費用 ・ 床上げに伴う床暖房機能付加のための工事

※上記に示す場合以外にも、認められる場合と認められない場合があります。工事前に申請を行う際に、必ず各区役所高齢・障害課、各地区健康福祉ステーションの介護給付担当までご相談ください。

補 足

※住宅改修において、固定する場合には、原則として固定のための費用（工賃）又は材料が内訳に計上されていない場合には固定しているとは認められません（無料で固定を行った場合はその旨を見積り書・内訳書に記載してください）。ただし、材料自体が固定する機能を有している場合（階段に滑り防止ゴムを張り付ける場合等）には不要です。

※ユニットバスの設置については、次の2つの条件を満たしている場合に一部分が住宅改修として認められます。

☆ユニットバスを設置する目的・理由に、住宅改修の前記①～④等の項目が含まれている。

☆各項目の改修について、工事内訳書に材料費・工賃等が項目ごとに別々に計上されている。

4 住宅改修費の申請に必要な書類について

☆工事前に提出が必要な書類

- ① **住宅改修支給申請書**：必要事項を記入してください。
- ② **委任状**：本人や家族以外の者が申請する際は、委任状を添付してください。様式は任意になります。（参考様式あり）
また、受領委任払い制度を利用する場合は「介護保険受領委任払いに係る委任状」（第7号様式）を添付してください。（詳しくは、9ページの「9 受領委任払い制度について」をご覧ください。）
- ③ **工事見積り書**：部屋名・工事部分・工事の名称・工事の内容（仕様・長さ・面積等）・数量・単価・品番・メーカー名・金額を明記し、工事規模の内容が明確にわかるものとします。
 - ・「～工事一式」は不可です。
 - ・保険給付対象外の工事費用が含まれている場合には、保険給付対象工事費用と対象外工事費用を明確に区別して記入したものがが必要です。
- ④ **理由書**：理由書作成者は、担当の介護支援専門員（介護予防サービスをご利用の場合は地域包括支援センターの介護予防ケアプラン作成担当者）とされています。
介護（介護予防）サービスを利用していない方は、介護支援専門員や地域包括支援センター、住環境福祉コーディネーター2級以上の方、理学療法士、作業療法士が理由書を作成します。
☆理由書の様式は各区役所高齢・障害課、各地区健康福祉ステーションの窓口のほか、川崎市のホームページからもダウンロードすることができます。

- ⑤ **工事前の写真**：事前の状態を撮影した日付入り写真に加えて、図面やカタログを添付するなどしてこれからどのような工事を行うのかわかるものを必ず提出してください。カメラに日付機能がない場合には黒板や紙等に日付を記入し、工事箇所に置いて写真撮影をしてください。
- ⑥ **所有者の承諾書**：改修を行う住宅が賃貸アパート・マンション等で、本人・家族以外の所有の場合に必要です。
※マンションの共有部分、賃貸アパート・マンションの共有部分の改修については、必ず事前に各区役所高齢・障害課、各地区健康福祉ステーションの介護給付担当に相談してください。
- ⑦ **その他必要な書類**：複数箇所を改修する場合には、それぞれの工事の関連性の確認等のために、工事の内容・規模・面積等が記入されている図面等が必要になることがあります。

☆工事後に提出が必要な書類

- ⑧ **領収書**：必ず「被保険者氏名」を記入してください。（名字のみや上様等は不可、介護保険の住宅改修費は被保険者が行った場合に支給されます。）
- ・原則、申請書類として提出していただく領収書は原本とします。ただし、本人が原本の所持を希望している場合は、窓口に原本とコピーの領収書両方を提示してください。
 - ・住宅改修にかかった費用は、住宅改修対象外の金額が含まれていても、内訳書で対象金額が分類されていれば可能です。
 - ・被保険者の家族自ら行う場合には、材料ごとに購入金額が明記されているものに限ります。（給付の対象となるものは材料費のみとなります。）
 - ・「但し」の欄には、「介護保険住宅改修費として」や「介護保険住宅改修〇〇工事」などと記載してください。
 - ・領収書の日付については、8ページ「5 負担割合の基準日について」をご確認ください。
- ⑨ **内訳書**：部屋名・工事部分・工事の名称・工事の内容（仕様・長さ・面積等）・数量・単価・品番・メーカー名・金額を明記し、工事規模の内容が明確にわかるものとします。（受領委任払い制度利用の場合は、負担割合に応じて9割分から7割分の金額もわかるよう明記してください。）
- ・「～工事一式」は不可です。
 - ・工事の着工日と完成日を必ず記載してください。
 - ・必要に応じて図面を添付してください。
 - ・保険給付対象外の工事費用が含まれている場合には、保険給付対象工事費用と対象外工事費用を明確に区別して記入したものがが必要です。

⑩ **工事後の写真**：改修後の日付入りの写真が必要です。取付け位置の確認や、使用する部材の確認等を行いますので、「どこに取付けてあるか」「どのような部材を使用しているか」を確認できるように撮影してください。

⑪ **住宅改修工事内容変更届出書**：住宅改修は事前申請制であるため、無断で改修内容の変更を行うことは認められません。改修を行う際に、取り付け位置の変更等の希望があったとしても、安易に事前申請の内容と異なる改修を行ってしまうと保険給付の対象外となります。ただし、見積段階では予想しえなかったやむを得ない事情により工事内容を一部変更した場合は、工事内容を変更した理由について、施工業者またはケアマネジャー等に「住宅改修工事内容変更届出書」を作成していただきご提出ください。

☆「住宅改修工事内容変更届出書」の様式は任意になります。（参考様式あり）

5 負担割合の基準日について

住宅改修の負担割合は、「領収書記載日」を基準日として判定を行います。混乱が生じないよう、事業所におかれましては住宅改修完成日と領収書記載日が、負担割合変更前と変更後で月をまたいだ日付となることのないよう御配慮ください。

また、川崎市においては、不適切な給付を避けるため、以下のような場合には、必ずしも領収書記載日で適用しない場合があります。

- ① 事前申請日より前の領収書記載日であるもの。
- ② 認定有効期間外の領収書記載日であるもの。
- ③ 改修先住所に転居する前、または改修先住所から転居後の領収書記載日であるもの。
- ④ 完成日から3ヶ月以上前または3ヶ月以上後の領収書記載日であるもの。

その他、やむを得ず月をまたがり、負担割合が両月で異なる場合には、個別に介護保険課で負担割合の判定を行いますので、お問い合わせさせていただきますようお願いいたします。

6 入院中の場合

入院中の場合は、本人が在宅ではないため、住宅改修が必要と認められないので、原則として住宅改修費は支給されません。ただし、退院後の住宅改修について予め改修しておくことが必要な場合もあるので、事前に市に相談をしたうえで申請をし、承認を受けてから住宅改修を行ってください。住宅改修費の支給については、退院してご自宅に戻られてからの申請となります（**退院しないこととなった場合は申請できないのでご注意ください**）。特別養護老人ホームを退去する場合も、本来退去後に住宅改修を行います。同様に取り扱いします。

7 増改築・大規模な付帯工事の場合

★ 増改築と住宅改修の関係

増築の場合には、新たに居室を設ける場合等は住宅改修費の支給対象とはなりません。廊下の拡幅にあわせて手すりを取り付ける場合、便所の拡張に伴い和式便器から洋式便器に取り替える場合等は、それぞれ「手すりの取付け」、「洋式便器等への便器の取替え」に係る費用についてのみ住宅改修費の支給対象となります。

なお、住宅改修費の対象とならない場合でも、川崎市高齢者住宅改造費助成事業の対象となる場合がありますので、工事着工前に各区役所高齢・障害課、各地区健康福祉ステーションの介護給付担当に相談してください。（詳しくは、11ページ「11 川崎市高齢者住宅改造費助成事業について」をご覧ください）

★ 大規模な付帯工事

手すりの取付け・段差解消・床材の変更・扉の取り替え・便器の交換に伴う工事を付帯工事といいますが、この工事が大規模な場合には保険給付対象外となる場合がありますので、工事着工前の申請時に各区役所高齢・障害課、各地区健康福祉ステーションの介護給付担当に相談ください。

8 被保険者又は家族が住宅改修を行った場合

被保険者が自ら住宅改修のための材料を購入し、本人又は家族等により住宅改修が行われる場合は、材料の購入費が住宅改修費の支給対象になります。

この場合、「住宅改修に要した費用に係る領収証」は、材料を販売した者が発行したものです。

これに添付する工事費内訳書として、使用した材料の内訳を記載した書類を本人又は家族等が作成してください。

なお、この場合であっても、事前申請時、事後申請時に必要な書類は業者が改修を行った場合と変更はありません。材料の購入は、事前申請の承認を受けた後にしてください。

9 受領委任払い制度について

住宅改修費は、費用の全額を施工業者へ支払った後に払い戻し（償還払い）が受けられる制度ですが、受領委任払い制度を利用することにより、当初から負担割合証に記載の負担割合に応じた負担で住宅改修を行うことができます。

★ 受領委任払い取扱事業者

受領委任払い取扱事業者として、本市に登録された事業者を選択する必要があります。受領委任払い取扱事業者一覧表は、川崎市介護保険課のホームページに掲載しています。

【市ホームページ掲載場所】

『川崎市トップページ』⇒『くらし・手続き』⇒『福祉・介護』⇒『高齢者・介護保険』
⇒『介護保険制度』⇒『ダウンロード』⇒『介護給付費に関わる手続きをしたいとき』
⇒『住宅改修費の請求（自宅のバリアフリー改修をする場合）』

<http://www.city.kawasaki.jp/350/page/0000016876.html>

10 お問い合わせ先

川崎区役所 高齢・障害課	介護給付担当 044 - 201 - 3282	高津区役所 高齢・障害課	介護給付担当 044 - 861 - 3269
大師地区 健康福祉ステーション	介護給付担当 044 - 271 - 0161	宮前区役所 高齢・障害課	介護給付担当 044 - 856 - 3238
田島地区 健康福祉ステーション	介護給付担当 044 - 322 - 1996	多摩区役所 高齢・障害課	介護給付担当 044 - 935 - 3187
幸区役所 高齢・障害課	介護給付担当 044 - 556 - 6689	麻生区役所 高齢・障害課	介護給付担当 044 - 965 - 5146
中原区役所 高齢・障害課	介護給付担当 044 - 744 - 3136	健康福祉局 介護保険課	給付係 044 - 200 - 2687

1 1 川崎市高齢者住宅改造費助成事業について

川崎市では、市単独事業として「川崎市高齢者住宅改造費助成事業」を行っています。この事業は、身体機能の低下により、支援・介護を必要とする高齢者の方が、住宅の改造を行うことにより、在宅で安全な生活が続けられるよう支援するとともに、介護者の身体的・精神的負担を軽減することを目的として、その改造費用の助成を行うものです。

「川崎市高齢者住宅改造費助成事業」の概要は次の通りです。

対象者・対象となる住宅	<ul style="list-style-type: none"> ① 65歳以上の方 ② 要支援・要介護状態にある方 ③ 市内に居住している方 ④ 住宅改造が必要と認められる方
助成対象工事	浴室、手洗所（便所）、居室、玄関、食堂、廊下、階段等の工事 （介護保険制度の住宅改修以外の必要最低限の工事）
限度額	100万円
助成率	<ul style="list-style-type: none"> ① 生活保護世帯 100% ② 川崎市在宅福祉サービス利用者負担額減額事業実施要綱に基づく確認証の交付を受けた者 95% ③ 市民税世帯非課税（①②を除く） 90% ④ 市民税本人非課税（①②③を除く） 75% ⑤ 市民税課税（合計所得金額200万円未満） 3分の2 ⑥ 市民税課税（合計所得金額200万円以上350万円未満） 50% ⑦ 市民税課税（合計所得金額350万円以上） 0%
助成方法	<ul style="list-style-type: none"> ① 工事実施前に担当窓口へ助成申請 （※工事実施後又は完了後の申請は不可） ② 調査のうえ、助成決定 ③ 工事実施 ④ 必要書類を担当窓口へ提出 ⑤ 助成額を所定の口座に支払う（口座振込）

「川崎市高齢者住宅改造費助成事業」については、各区役所高齢・障害課、各地区健康福祉ステーション高齢者支援担当にお問い合わせください。